第十条第一項中「及び第六条」の下に「（第八号、第九号イ及び第十号を除く。）」を加え、「特定港湾管理者」を「国際戦略港湾又は国際拠点港湾の港湾管理者」に改め、「これらの規定」の下に「（第六条第十三号を除く。）」を加え、「認定運営者」を「港湾運営会社」に、「第五条第一項第五号」を「第五条第一項第四号中「ならず、同条第十号の指示をしようとする場合にはあらかじめその旨を国土交通大臣に届け出なければならない」とあるのは「ならない」と、同項第五号」に、「第八号、第九号」を「第九号ロ及びハ」に、「及び第十二号」を「並びに第十二号」に、「特定国際コンテナ埠頭」を「埠頭群」に、「同条第十号中「第二条各号」とあるのは「法第五十条の四第一項第四号」を「同条第十三号中「貸付けを受ける者」とあるのは「貸付けを受ける港湾運営会社」と、「港湾管理者」とあるのは「国際戦略港湾若しくは国際拠点港湾の港湾管理者」に改め、同条第二項中「特定港湾管理者」を「国際戦略港湾又は国際拠点港湾の港湾管理者」に、「認定運営者」を「港湾運営会社」に改める。

附則第三項中「附則第十八項」を「附則第六項」に改める。

附則第四項中「附則第十五項から第十七項まで」を「附則第三項から第五項まで」に、「第五項」を「第六項」に改める。

附則第七項中「附則第二十四項」を「附則第十二項」に改める。

附則第八項及び第九項中「附則第二十七項」を「附則第十五項」に改める。

附則第十項中「附則第三十一項」を「附則第十九項」に改め、同項第一号中「附則第二十七項」を「附則第十五項」に改め、同項第三号中「附則第七項第一号」を「附則第八項第一号」に改め、附則に次の一項を加える。

（特定の国際拠点港湾）

11　法附則第三十一項の政令で定める国際拠点港湾は、次の表のとおりとする。

都道府県	
愛知	名古屋
三重	四日市

別表第四中「第一条の六」を「第一条の五」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年十二月十五日）から施行する。

（経過措置）

第二条　改正法附則第三条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第二条の規定による改正前の港湾法第五十五条の八の規定の適用については、この政令による改正前の港湾法施行令第九条及び第十条の規定は、なおその効力を有する。

（内閣府において経費の配分計画に関する事務を行う事業等を定める政令の一部改正）

第三条　内閣府において経費の配分計画に関する事務を行う事業等を定める政令（昭和四十七年政令第百八十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第五号ハ中「特定国際コンテナ埠頭」を「埠頭群」に改める。

（広域臨海環境整備センター法施行令の一部改正）

第四条　広域臨海環境整備センター法施行令（昭和五十六年政令第三百三十号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「附則第二十四項」を「附則第十二項」に改める。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　藤村　修
国土交通大臣　前田　武志
環境大臣　細野　豪志

航空法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名

平成二十三年十一月十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　藤村　修

政令第三百四十四号

航空法施行令の一部を改正する政令

内閣は、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百三十七条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

航空法施行令（昭和二十七年政令第四百二十一号）の一部を次のように改正する。

別表旭川飛行場に係る項の次に次のように加える。

大村飛行場	一　出発する航空機に係る航空法第九十七条第二項に規定する事項 二　到着した航空機（航空法第九十七条第二項の規定により飛行計画を通報したものに限る。）に係る同法第九十八条に規定する事項

別表山形空港に係る項空港等の欄中「長崎空港」を削る。

附　則

この政令は、平成二十三年十二月十五日から施行する。

国土交通大臣　前田　武志
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　藤村　修

南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽
国事行為臨時代行名

平成二十三年十一月十八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　藤村　修